

ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 東益津福祉会（以下「事業者」という。）とは、ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の利用に関して次のとおり契約を締結します。

（サービスの目的及び内容）

- 第1条 この契約書に従い、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供します。
- 2 サービスの内容の詳細は、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。

（契約期間）

- 第2条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間の満了7日前までに、利用者からの契約終了の申し出がない場合には、この契約の次の要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日まで自動更新され、以後同様とします。

（個別サービス計画等）

- 第3条 事業者は、利用者が概ね4日以上連続してサービスを利用する場合、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、個別サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。個別サービス計画を作成した場合は、利用者の説明のうえ提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画等の範囲内で可能なときは、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）への連絡調整等の援助を行います。

（サービス提供の記録等）

- 第4条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等の書面に、必要事項を記入します。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等を記載した前項の「サービス提供記録書」等の記録を契約終了後2年間

はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(利用料金及びその滞納)

第5条 サービスに対する利用料金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりとします。なお、利用料金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

2 利用者は、サービスの提供の対価としての利用料金を事業者が指定する期日及び方法により支払うものとします。

3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を3ヶ月分以上滞納した場合には事業者は相当期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をすることができます。

4 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画等の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでも2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。この場合は、サービス終了日の15日前までに、文書により利用者に通知します。この場合、事業者は居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合。
- (2) 利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合。
- (3) 利用者が亡くなった場合。
- (4) 事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- (5) 利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより直ちにこのサービスを終了させていただく場合が

あります。

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、円滑なサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者及びその家族の知り得た個人情報を用いることができるものとします。

(苦情対応)

第11条 利用者は市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情を申し立てられたときは、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第12条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたもので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約するものとします。

上記の契約書の成立を証するために契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ各自その 1 通を所持します。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

上記代理人
(代理人を選任した場合)

住所

氏名

印

身元引受人
(保証人)

住所

氏名

印

事業者

所在地 焼津市坂本 3 8 5 番地の 1
事業者名 社会福祉法人 東益津福祉会
事業所名 ユニット型特別養護老人ホーム高麓
代表者名 理事長 村松 幹子 印